

付帯メニュー一定義書

【ガス・電気セット割】

平成28年3月1日 実施

平成29年9月1日 適用



佐野瓦斯株式会社

目 次

| | |
|--------------------------------|---|
| 1. 実施期日 | 1 |
| 2. 定 義 | 1 |
| 3. 適用条件 | 1 |
| 4. 割引内容 | 1 |
| 5. 適用期間 | 2 |
| 6. 適用廃止 | 2 |
| 7. ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止 | 2 |

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】（以下「ガス・電気セット割の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスおよび旧簡易ガスならびにプロパンガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

ガス・電気セット割の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割」といいます。）は、合算払いの対象となります。

1. 実施期日

ガス・電気セット割の定義書は、平成28年3月1日より実施し、平成29年9月1日より適用いたします。

2. 定義

電気需給約款に定義される言葉は、ガス・電気セット割の定義書においても同様の意味で使用いたします。

3. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気セット割を適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約のさのガスでんきBおよびCの契約者であり、かつ、ガス使用契約の契約者であること。

なお、電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社の都市ガスおよび旧簡易ガスならびにプロパンガスを使用していない場合には、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が30日未満であること。ただし、当社が電気需給契約の申し込みとガス使用契約の申し込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

- (2) お客さまの電気需給契約における需要場所が、原則として、お客さまのガス使用契約における需要場所の範囲内であること。ガス使用契約における需要場所とは、ガス小売供給約款<都市ガス>3（用語の定義）（26）およびガス小売供給約款<旧簡易ガスまたは旧特定ガス>12（工事の実施）（7）によるものといたします。なお、プロパンガスをご利用の場合は、ガス小売供給約款<旧簡易ガス>の規定に準じます。

- (3) お客さまの電気料金とガス料金のお支払い方法が、口座振替であり、かつ、同一の口座から合算して同時にお支払いすること。またはクレジットカード払いであり、かつ、同一のクレジットカードにて、合算して同時にお支払いすること。もしくは当社が承諾した方法により、お支払いする場合。

4. 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、

毎月の電気料金を以下のように割引いたします。

イ さのガスでんきB・・・1か月の使用電力量1キロワット時につき1円

ロ さのガスでんきC・・・1か月の使用電力量1キロワット時につき1円

5. 適用期間

- (1) ガス・電気セット割の適用開始日は、原則として電気需給契約の適用開始日といたします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の検針日といたします。
- (2) ガス・電気セット割の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給契約の適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気需給契約の適用期間と同じといたします。

6. 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、電気・ガスセット割の適用を廃止いたします。その場合の適用廃止日は、以下のとおりといたします。

- (1) 電気需給契約を廃止する場合
電気需給約款36（電気需給契約の廃止）または38（解約等）による電気需給契約の消滅日
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の検針日
なお、当該事由発生日の直後の電気の検針日までの間に電気需給契約を廃止した場合は、(1)で定める消滅日

7. ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を変更する場合には、電気需給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。
- (3) ガス・電気セット割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（本約款等の変更）(4)に準じます。